

平成30年2月23日

京都シティ開発株式会社
代表取締役 浅野 義孝 様
イズミヤ株式会社
代表取締役 四條 晴也 様
白川 忠一 様
金村 吉雄 様
京阪バス株式会社
代表取締役 脇 博一 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成29年6月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アバンティ

京都市南区東九条西山王町31番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

施設の立地状況を考慮し、今後とも公共交通機関の利用の促進に努めることが望まれます。また、早朝時間帯から来店客が生じることから、周辺地域の静穏な環境の保持やごみの散乱防止等について一層配慮することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画上の商業地域に立地している。

周辺の状況は、北側はバス乗り場及び八条通を隔てて京都駅、南側は針小路通を隔てて店舗付き集合住宅等、東側は竹田街道を隔ててホテル及び市施設、西側は烏丸通を隔てて店舗及び事業所が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、質問や意見は出なかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更は、一部テナントの営業時間の延長（開店時刻の繰り上げ）及び来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更である。

今回の変更による影響について、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について等価騒音レベルの増加が予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場について

営業実績及び予測によると、ピーク時においても駐車場の空き台数があるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられるが、施設の立地状況を考慮し、今後とも公共交通機関の利用促進に努めることが望まれる。

（2）駐輪場について

営業実績及び予測によると、ピーク時においても駐輪場の空き台数があるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（3）廃棄物等保管施設について

廃棄物等の排出量の増加については、予測によると、変更後も必要な保管容量を確保しているため、現行の廃棄物等保管施設容量で対応可能であると考えられる。

（4）騒音について

昼間の等価騒音レベルについては、変更後の等価騒音レベルの予測でも環境基準値を下回っており、室外機等の増設や位置の変更もないことから、周辺的生活環境に影響を及ぼす恐れは少ないと考えられる。

（5）その他

早朝時間帯から来店客が生じることから、周辺地域の静穏な環境の保持やごみの散乱防止等について一層配慮することが望まれる。